

函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究センターにおける公的研究費等の使用に関する行動規範

この行動規範は、「函館市医師会看護・リハビリテーション学院 公的研究費等の運営及び管理に関する規程」に基づき、公的研究費等を使用するうえでの生体医工学研究センター構成員としての取り組みの指針を明らかにするものである。

- 1 構成員は、公的研究費等の使用等に当たっては、法令や関係規則、ルール等を遵守するとともに説明責任をはたすこと。
- 2 構成員は、公的研究費等の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、効率的・効果的な使用に努めるとともに、実体のない経費の使用・目的外使用など不正な使用は行わないこと
- 3 研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動すること。
- 4 事務職員は、専門的知識を持って公的研究費等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動すること。
- 5 構成員は、公的研究費等の不正使用が生体医工学研究センターのみならず本学院すべての教育・研究ならびにすべての研究者に対する国民からの信用に深刻な影響を与えることを自覚して行動すること。

附 則

この行動規範は、令和4年4月1日から施行する。